

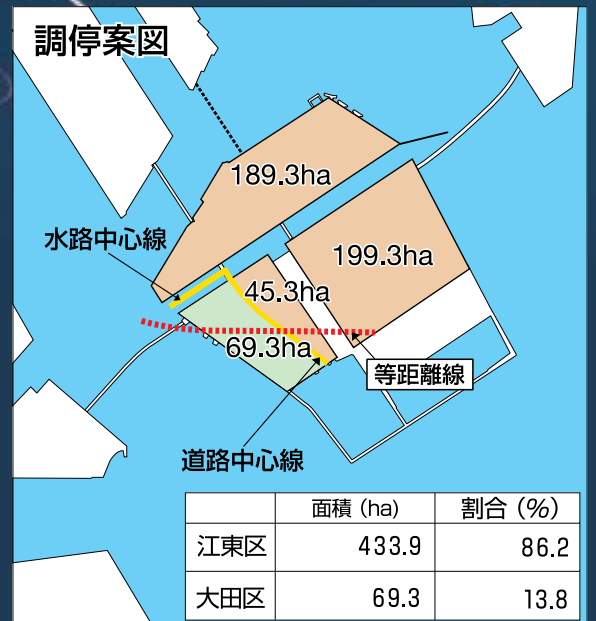
# 中央防波堤埋立地の帰属 江東区に約9割



## 自治紛争処理委員による 調停案を受諾

中央防波堤埋立地の帰属については、江東区、大田区の両区の申請により、東京都において自治紛争調停に付されていましたが、10月16日、両区に対して、調停案が提示されました。

区は、調停案が判例や歴史的事実に基づいた合理的な内容であると判断し、10月25日、第三回区議会定例会最終本会議に調停案の受諾に関する議案を提案し、同日、可決されました。☎ 港湾臨海部対策担当 ☎3647-9168、FAX3699-8771



### 調停案の内容

調停案は、右表の考慮要素によって、両区の現在の水際線への最短距離が等しい点を結んだ線を基準とする「等距離線方式」を基調に、現在の行政区域との連続性や土地の用途、道路・水路等の位置などを踏まえ、調停案図のとおり示されました。

### 境界確定の主な考慮要素

	理由	江東区の主張
当該係争地域の歴史的沿革	廃棄物の処分地として造成された土地であり、廃棄物処分にかかる貢献度を考慮すべき	ごみの埋立処分に伴う江東区民の多大な忍耐と犠牲の上に造成
行政区域との連続性	接続する道路・橋梁、パイプラインの状況を考慮すべき	地理的にも密接に繋がっており、利便性が高く、本区への帰属が最も自然

### 今後の方向性

自治紛争調停が成立するためには、両区から、調停案を受諾する旨の文書が東京都知事あてに提出される必要があります。一方の区が受諾しなかった場合、都知事の裁定または訴訟によって解決することになります。

### 山崎孝明区長のコメント

中央防波堤埋立地の造成に係る歴史的沿革等に基づき、本区が全島帰属を求めてきた経緯からすれば、この結果は十分に満足できるものではありません。しかし、目前に迫った東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備・運営、そして、大会後のまちづくりを見据え、早期解決が求められています。こうした状況を踏まえ、本区は大局的見地に立って、自治紛争処理委員による調停案を受諾することといたしました。引き続き、区民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。